

平成28年 12月26日(金)

発 言 者	発 言 内 容
事 務 局	<p>定刻になりましたので 平成28年 第12回 国東市農業委員会総会を始めたいと思います。</p> <p>資料確認 確認終了</p> <p>出席確認 本日は、委員総数15名全員の出席です。</p> <p>農業委員会等に関する法律第21条第3項の規定により本総会は、成立することを報告いたします。</p> <p>それでは、秋國会長にあいさつをお願いし、引き続き本総会の議長をお願いします。</p> <p>(議長あいさつ)</p>
議 長	<p>議事録署名委員の指名をさせていただきます。5番 徳丸委員、6番 前後委員を指名しますのでよろしくをお願いします。</p> <p>それでは、さっそく議案第60号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明願います。</p>
事 務 局	<p>申請番号58号 土地の所在は、 番地の m^2です。 渡人は、 さん、受人は、 さんです。申請理由は、 渡人は、県外在住のため管理できない。受人は、経営規模拡大したいとのことです。売買による所有権移転です。</p> <p>次に、申請番号59号 申請地は 地、同字 番地、同字 番地、字 番地、 同字 番地、同字 番地、同字 番地、字 番地、字 番地、同字 番地の 筆 と 筆合計 筆です。合計面積は、m^2です。 渡人は さんと さん です。受人は、 さんです。申 請理由は、渡人は、高齢のため管理が出来なくなったため。受人は、譲渡人の要望により田畑を管理する為 ことでの売買による所有権移転です。</p> <p>次に、申請番号60号 申請地は、 番地、同字 番地、同字 番地、同字 番地、字 番地、番地、字 番地の 田 筆畑 筆合計 筆、合計面積 m^2です。渡人は、 さん 受人は、 さんです。</p>

	<p>申請理由は、渡人が、高齢のため管理できないので農地を譲渡する。受人は、 次に、申請番号61号 申請地は、 地、同字 番地、同字 番地、同字 番地、同字 番地、同字 番地、同字 番地、同字 番地、同字 番地の 筆畑 筆の合計 筆です。合計面積は、 m²です。渡人は、 さん、受人は、 さんです。申請理由は、渡人は、 。受人は、渡人に</p>
<p>議 長</p>	<p>ための売買による所有権移転です</p> <p>それでは、議案第60号 申請番号58号・59号・60号・61号について、事務局から説明がありましたが、質問等ありませんか。</p> <p>(質問・意見等なし)</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは承認される委員の挙手を求めます。</p> <p>(全 員 挙 手)</p>
<p>議 長</p>	<p>議案第60号 農地法第3条の規定による許可申請については、原案通り承認されました。</p>
<p>議 長</p>	<p>次に、議案第61号 農地法第5条の規定による許可申請について事務局の説明をお願いします。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>議案第61号 農地法第5条の規定による許可申請について説明します。</p> <p>申請番号30号 所在地は、 m²です。渡人は、 さん、 受人は、 さん です。申請地に受人が、遊休農地の有効利用として 設置する としての転用です。なおこの土地は、第2種農地です。</p> <p>なお、位置図、位置写真、意見書等は、別添資料をご覧ください</p>

	い。
議 長	<p>それでは、申請番号30号について、事務局及から説明がありました。質問等ありませんか。</p> <p>(質問・意見等なし)</p>
議 長	<p>それでは承認される委員の挙手を求めます。</p> <p>(全 員 挙 手)</p>
議 長	<p>申請番号30号は、提案通り承認されました。</p>
議 長	<p>次に申請番号31号について事務局の説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>それでは、申請番号31号 所在地は、 m^2です。渡人は、 さん、受人は、さんです。受人の、 行っているため、家の裏の申請地を として使用し、所有者を ための転用です。売買による 所有権移転です。なおこの土地は、第3種農地です。 なお、位置図、位置写真、意見書等は、別添資料をご覧ください。</p>
議 長	<p>それでは、申請番号31号について、事務局及から説明がありました。質問等ありませんか。</p> <p>(質問・意見等なし)</p>
議 長	<p>それでは承認される委員の挙手を求めます。</p> <p>(全 員 挙 手)</p>
議 長	<p>申請番号31号は、提案通り承認されました。</p>
議 長	<p>次に、議案第62号 農用地利用集積計画について事務局より説明願います。</p>
事 務 局	<p>農業経営基盤強化促進法第18条第1項の農用地利用集積計画</p>

	<p>に基づき承認を求めるものです。</p> <p>利用権設定で内訳は、田が88筆 90,624㎡ 畑が7筆 5,816㎡です。内 農地中間管理事業分は、ありません。</p> <p>内訳の、設定内容別、地区別、個別については、設定内容別をご覧いただきたいと思います。</p>
議 長	<p>それでは、議案第62号について、ご意見質問等ございませんか。</p> <p>(意見質疑なし)</p>
議 長	<p>それでは、承認くださる方の挙手をお願いします。</p> <p>(挙手多数)</p>
議 長	<p>議案第62号は、承認されました。</p>
議 長	<p>次に、議案第63号 農地法の規定による非農地証明書の交付について事務局の説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>議案第63号 農地法の規定による非農地証明書の交付について 次のとおり、証明願が出されましたので審議を求めるものです。</p> <p>それでは、申請番号58号について説明します。申請地は、 XXXXXXXXXX番地 XXXX㎡です。申請人は、XXXXXXXXXXんです。申請地は、XXXX年にXXXXとして転用許可を取り、XXXXを行ったが、XXXXになりXXXXしたものです。現在の現況は、XXXX XXXXXXXXXXされ農地としての利用は困難となっている。しかし、残りの大部分は、XXXX XXXXできない状態です。</p> <p>残りの大部分は、現状XXXXXXXXXXですのでこれをどうするか審議ください。</p> <p>なお、位置図、位置写真、非農地証明願い等は別添資料をご覧ください。</p>
議 長	<p>申請地のXXXXXXXXXXとして使われている状況のようです。なお、XXXXに5条申請で許可済であるにもかかわらず完了に至らず、今回の非農地証明ということですが、皆さん</p>

	<p>いかがでしょう。</p> <p>(意見無し)</p>
議 長	<p>いずれにせよ、 判断され問題となるの ではないでしょうか。</p>
事 務 局	<p>この案件は、5条申請で が出来ず、転用の途中で中断している状態です、今後も、 てないようですが、 、非現実的とも判断しています。</p>
議 長	<p>いわゆる、転用申請が履行出来ていない の話ですのでどのように処理しましょうか。</p>
議 長	<p>事務局の意見はどうでしょう。</p>
事 務 局	<p>も相談しましたが、 は出来ないという見解でした。 ですので、もう一度この土地を購入し転用する方が現れた時点で、改めて していただくということが良いのではと考えます。</p>
議 長	<p>それでは、今回の非農地証明願いは、却下していただき、あらためて 頂くという方法で皆さんいかがでしょうか。</p> <p>(全員賛成)</p>
議 長	<p>それでは、申請番号58号については申請却下といたします。</p>
議 長	<p>次に、申請番号59号について、事務局の説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>申請番号59号は、所在地が、 ㎡です。申請人は、 さんです。 申請地は、 している。 農地としての利用は困難であるということです。 当地は、農振地区内農地です。</p>

	<p>なお、位置図、位置写真、非農地証明願い等は別添資料をご覧ください。</p>
議 長	<p>事務局及からの説明がありましたが、この案件について質問等ありませんか。</p> <p>(質問・意見等なし)</p>
議 長	<p>それでは、承認される委員の挙手を求めます。</p> <p>(全 員 挙 手)</p>
議 長	<p>申請番号59号は、非農地として、承認されました。</p>
議 長	<p>次に、申請番号60号について、事務局の説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>申請番号60号は、所在地が、XXXXXXXXXX XXXXXXXXXX㎡です。申請人は、XXXXXXXXXX さんです。</p> <p>申請地は、既に雑木が生い茂り、農地としての利用が困難なため非農地として頂きたいということです。</p> <p>当地は、農振地区内農地です。</p> <p>なお、位置図、位置写真、非農地証明願い等は別添資料をご覧ください。</p>
議 長	<p>事務局及から説明がありましたが、質問等ありませんか。</p> <p>(質問・意見等なし)</p>
議 長	<p>それでは、承認される委員の挙手を求めます。</p> <p>(全 員 挙 手)</p>
議 長	<p>申請番号60号は、非農地として、承認されました。</p>
議 長	<p>次に、申請番号61号について、事務局の説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>申請番号61号は、所在地が、XXXXXXXXXX</p>

	<p>㎡です。申請人は、[redacted] さんです。 申請地は、イノシシ・シカの被害が多く [redacted] 耕作をしていない。現状カヤ・ススキ等の雑草が生えており、農地としての利用は困難であるとの非農地申請です この土地は、[redacted] 農振地区内農地です。 なお、位置図、位置写真、非農地証明願い等は別添資料をご覧ください。</p>
議 長	<p>事務局及から説明がありましたが、質問等ありませんか。</p> <p>(質問・意見等なし)</p>
議 長	<p>現況写真からして、非農地とするには、[redacted] 事務局は、現地確認でどのように考えますか。</p>
事 務 局	<p>現地は、農用地区域内農地で [redacted] が、実施されている農地であることと、写真で解るとおり [redacted] はないかと感じます。また同レベルの水田が数筆隣接しており、これらに続く農地は、耕作されているため、新たな耕作者を探す方法で農地として残した方が良いのではと思われます。</p>
議 長	<p>委員さん方のご意見等ありませんか。</p> <p>(意見無し)</p>
議 長	<p>今回は、この案件は、保留し耕作者を探してみるということで農地利用していただく方向でいかがでしょう</p>
議 長	<p>それでは、本案件は、いったん保留ということで委員の挙手を求めます。</p> <p>(全 員 挙 手)</p>
議 長	<p>申請番号61号は、非農地としては保留とします。</p>
議 長	<p>本日の議事は、これですべて終了します。</p>

議 長

議事録署名委員

議事録署名委員